受給者証申請の流れ

01 受給者証申請



お住まいの自治体(福祉担当窓口)で申請手続きを行います。 事前に必要書類などを確認しておくと手続きがスムーズに進みます。

02 認定調査



受給者証の申請をした自治体の職員が申請者の生活状況や心身の状態などを聞き取り、就労移行支援事業の利用が適切か調査を行います。

03 サービス等利用計画作成

申請者に目標を設定し、目標達成のために必要な計画(支援内容や支援機関など)を作成します。自治体によって異なりますが、計画は申請者または指定特定相談事業所が作成します。

*指定特定相談事業所が作成する場合も作成費用の負担はありません。

| 04 受給者証の交付



サービス等利用計画に基づいた障害福祉サービス受給者証が交付されます。自治体によっては受給者証の交付前に暫定障害福祉サービス受給者証が発行される場合があります。

* 暫定障害福祉サービス受給者証が発行された場合は、暫定期間(最長2か月)の状況を基に作成された個別支援計画が受理されると障害福祉サービス受給者証が交付されます。